

令和 8 年度 (2026 年度)
 名古屋市立大学大学院経済学研究科
 博士前期課程 (経済学専攻・経営学専攻)
 学生募集要項 (学部内選抜)

1 募集人員

若干名 (一般・外国人特別選抜と合わせて16名)

2 出願資格

以下に記す条件を全て満たす者

- (1) 本学経済学部にて在学中の4年生かつ本学経済学部を令和8年3月に卒業見込みの者
- (2) 学部の演習担当教員が記した推薦書によって推薦された者

大学院で指導を希望する教員と学部の演習担当教員が異なる場合は、出願する前に必ず、大学院で指導を希望する教員に連絡を取り、研究テーマ等を事前に伝えること。

3 出願期間及び方法

令和7年5月22日(木)～5月29日(木) **【必着】郵送に限る。窓口受付は行わない。**

必要事項を記入した出願書類提出用封筒の表紙<本学所定>を角型2号の封筒に貼り付け、その封筒に出願書類等を入れ、書留速達で郵送すること。
 期限までに到着しなかった場合は受理しない。(消印有効ではないので注意すること。)
 出願書類を受理したときは、受験票、受験案内を送付する。令和7年6月20日(金)を過ぎても届かない場合は、学生課入試係経済学研究科入試担当に照会すること。

出願・入学等に関する照会先

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
 名古屋市立大学教育研究部学生課入試係
 経済学研究科入試担当
 電 話 052(853)8020
 F A X 052(841)7428
 E - mail shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp

4 出願書類等

書 類 等	摘 要
① 入学願書 写真票 受験票	[本学所定用紙使用] ・写真は正面、上半身、無帽、背景なし、カラー、縦4cm×横3cm、出願前3か月以内に撮影したものを2箇所へ貼付すること。 ・写真の加工は禁止する。 ・受信場所は、確実に連絡のとれるところを記入すること。
② 卒業見込証明書	・発行日は、受験日より3ヶ月以内とすること。
③ 成績証明書	・発行日は、受験日より3ヶ月以内とすること。
④ 推薦書	[本学所定用紙使用] ・大学4年次の指導教員が記した推薦書 ・指導教員に推薦書を渡し教員が記入後、厳封された状態で受け取り、出願書類と合わせて送付すること。
⑤ 志願理由説明書	[本学所定用紙使用] ・400字から800字程度で記入すること。

⑥	研究計画書	[本学所定用紙使用] ・800字から1000字程度で記入すること。
⑦	住民票 (外国籍の者のみ)	・外国籍の者で在留資格がある者は提出すること。(◎個人番号(マイナンバー)が省略された住民票を取得すること。取得した住民票に個人番号が記載されている場合は、油性ペンなどを使用して塗りつぶし、完全に見えない状態で提出すること。)在留資格期間が短期の者は、パスポートに押された日本の査証の写しを提出すること。
⑧	入学検定料等 (30,410円)	・入学検定料等は、振込依頼書(本学所定のもの)を使用し、必要事項を記入のうえ、30,410円(入学検定料30,000円+受験票等送付のための速達郵便料金410円)を添えて銀行などで振り込むこと。 (ゆうちょ銀行〔旧郵便局〕では取り扱いはしない。また、ATM等は使わず必ず窓口で振り込むこと。) ・振込手数料は志願者本人の負担となる。 銀行などから受け取った「入学検定料等納付証明書(B票)」を他の出願書類と一緒に提出すること。「振込金(兼手数料)受領書(A票)」は入学志願者が保管するものであるから注意すること。 ・原則として既納の入学検定料は返還しない。ただし、以下の場合は、納入された入学検定料を返還するので、本学ウェブサイトを確認すること。 ①二重で振り込みをした場合 ②入学検定料等の振り込み後、出願書類を提出しなかった場合 ③出願が受理されなかった場合
⑨	あて名用シール	[本学所定用紙使用] ・受験票等の送付及び合否の通知に使用する。

5 「専攻・分野系」及び「希望指導教員」の記入について

出願にあたっては、各専攻や所属教員の研究・教育分野について紹介している「学生募集要項補足説明」を参考にして、7つの分野系の中から第1希望、第2希望を記入すること。(希望する分野系が2つの専攻にまたがってもかまわない。)

希望した分野系にもとづいて合格発表時に専攻が決定される。入学後の専攻の変更はできない。

6 障害等を有する入学志願者との事前相談

障害等がある入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず学生課入試係経済学研究科入試担当(1ページ)まで申し出ること。

7 入学者選抜方法及び期日

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、口述試験(面接)の結果から行う。

(2) 期日、時間、科目等

試験期日	試験時間	試験科目
令和7年6月28日(土)	10:00~	オンラインによる口述試験

(3) 集合時間等

本学経済学研究科から後日案内するZoomミーティング待機室に、9時40分までに参加すること。

9時40分から試験にあたっての注意事項について説明する。

注意事項説明後、各自の口述試験開始20分前までにZoomミーティング待機室にて待機すること。

詳細については、受験票とともに案内を送付する。なお、各自の口述試験時間は、後日案内する。

8 合格発表

令和7年7月18日（金）14：00

滝子（山の畑）キャンパス3号館玄関にて、受験番号により合格者を発表するとともに、本人あてに可否を通知する。

9 入学手続

(1) 手続期日

令和7年8月上旬

(2) 手続方法

合格通知とあわせて、入学手続き案内を本人あてに通知する。

(3) 入学手続時納付金

ア 入学料	名古屋市住民等	232,000円
	その他の者	332,000円
イ 学生教育研究災害傷害保険料		1,750円
ウ 諸団体納付金		
(ア) 経済学会費		5,000円
(イ) 同窓会（剣陵会）費		3,000円

注1 入学料等は、入学手続時に納付すること。なお、既納の納付金は返還しない。

注2 名古屋市住民等とは、①入学者 または ②配偶者若しくは1親等の親族が入学の日（4月1日）において同日の前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者を指す。

注3 上記は、令和7年4月入学者の金額である。令和8年度入学者については改めて通知する。

10 授業料

年額 535,800円（前・後期分 各267,900円）

上記は令和7年4月入学者の金額である。令和8年度入学者については改めて通知する。

授業料は、入学後、年2回（前期・後期）に分けて引落としを実施する。

在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料が適用される。また、必要な諸経費について別途徴収することがある。

11 長期履修制度

職業を有している等の事情（家事・育児・介護等を含む）により、標準履修期間2年間を超えて3年間で計画的に教育課程を履修し、課程を修了することができる制度がある。

授業料の年額は、2年間の授業料総額を、3年間であん分した額とする。

入学後4月中旬までに所定の手続が必要である。

12 奨学金制度

日本学生支援機構において大学院学生に対する貸与制度がある。

希望者については本学において、学業成績及び研究能力等を審査のうえ推薦手続をとる。

13 注意事項

- (1) 出願書類等が不備の場合は受理しない。
- (2) 出願書類等に虚偽の記載をした者は、入学後であっても入学を取り消すことがある。
- (3) 出願書類等は返還しない。
- (4) 受信場所を変更した場合は、直ちに学生課入試係経済学研究科入試担当（1ページ）に連絡すること。
- (5) 出願期間開始後、教員は大学院入試に関する問い合わせには原則応じない。
- (6) 二重学籍は原則禁止とする。

14 緊急時における大学からのお知らせについて

災害の発生時など、緊急時の連絡及び本募集要項の内容から変更する必要がある場合には、本学ウェブサイトにより周知するので、受験前は特に注意すること。また、受験者本人へ直接連絡する場合があるので、出願書類には必ず連絡のとれる連絡先を書くようにすること。

○本学ウェブサイト <https://www.nagoya-cu.ac.jp/>

大学院アドミッション・ポリシー

名古屋市立大学は、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」ことを大学の基本的理念として掲げ、大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づき、高度な専門性と学際的視点を備えた研究者及び職業人を育成することを目標としている。

本大学院では、これらの理念や目標のもとに、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を広く求めている。

経済学研究科アドミッション・ポリシー

経済学研究科の基本的な理念は、経済学や経営学に関する広範で豊かな知識や教養を備えた社会人ならびに高度な専門的知識を有する研究者の養成に努め、経済、経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対応できる高度な専門性を持つ人材を社会に送り出すことである。

博士前期課程では、上記の基本的理念にもとづき、とくに、経済学や経営学に関する広範で豊かな知識や教養を備えた人材の育成を目標として、次のような意欲と能力に満ちた学生が入学することを期待し歓迎している。

- ・大学院での研究・学修成果をもとに高度専門職業人として現代の経済社会で活躍したい人
- ・経済・経営問題の理論的解明や実証的分析に深い興味を持ち、将来、研究者として自立するための基礎を築きたい人

<参考>名古屋市立大学大学院学則（抜粋）

第21条 他研究科の前期課程に入学することのできる者は、法第102条第1項本文及び施行規則第155条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) の2 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (4) の2 の2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) の3 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

個人情報の取り扱い

個人情報については「名古屋市個人情報保護条例」に基づいて、次のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用

ア 出願書類等に記載された氏名、住所その他の個人情報については、入学者選抜業務（出願登録処理、選抜実施、合格発表、入学手続等）を行うため使用します。

イ 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報を、今後の入学者選抜及び大学教育の改善のための調査研究や学術研究の資料として利用する場合があります。（調査研究の発表に際しては、個人が特定できない形で行います。）

ウ 入学者の個人情報については、教務関係（学籍管理、就学指導等）、学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

(2) 業者への委託

上記(1)の各業務での利用に当っては、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、一部の業務を外部の事業者へ委託することがあります。

敷地内全面禁煙について

本学は、敷地内禁煙を実施しており、学生の皆さんにも、この方針を遵守していただくとともに、大学周辺道路での禁煙にもご協力をいただいております。